

## 令和元年度第1回長門警察署協議会会議録

開催日時	令和元年5月28日（火） 15:25～17:25	
開催場所	長門警察署講堂	
出席者	委員	兼澤会長、末永委員、河本委員、佐々木委員、藤井委員 計 5人
	警察署	署長、次長、会計課長、刑生課長、地域課長、交通課長 警備課長、警務課長、警務係長 計 9人
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管業務の推進状況について</li> <li>2 人身安全関連事案への迅速、的確な対応の推進について</li> </ol>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長挨拶            長門市は、食も自然も人も良い、魅力ある街である。            その魅力を求めて、多くの観光客が長門市を訪ねて来ている。            その観光客に対しても安心・安全の提供を実現していただきたい。            本日の諮問事項は、「人身安全関連事案への迅速、的確な対応の推進について」となっている。人は、社会の輪や職場の輪、学びの輪、家族の輪の中に存在しているが、そこにそれぞれ問題があると思われる。            本日はそれを考え、活発な議論をしたいと思うので、よろしく願いしたい。</li> <li>2 署長挨拶            （省略）</li> <li>3 警察署員自己紹介            （省略）</li> <li>4 所管業務の推進状況（署長）               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑事・生活安全関係業務                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 長門署管内の刑法犯・特別法犯の認知（検挙）状況（H31年4月末現在）</li> <li>イ 主な検挙事例</li> </ol> </li> <li>(2) 地域関係業務</li> </ol> </li> </ol>		

ア 地域の安全・安心確保のための活動（H30年）

- 要望把握活動
- 問題解決活動
- 情報発信活動
- 高齢者安全訪問指導の実施世帯数

イ 迅速的確な初動活動の推進

- 110番受理状況
- トータルリスボンスタイム

(3) 交通関係業務

ア 交通事故発生状況等（H31年4月末現在 ※概数）

- 県内、当署管内の交通事故発生状況
- 過去10年間の発生状況との比較

イ 懸案事項

- 高齢者事故
- 速度違反

ウ 対策

- 高齢者に対する交通安全指導を中心とした対策等
- 交通指導取締り

(4) 警備関係業務

ア 防災点検

イ 長門市総合防災実動訓練

ウ G20大阪サミット

エ ラグビーワールドカップ

オ 沿岸警戒

5 協議・検討

(委員)

これまでも言い続けてきたことであるが、市内のパトロールについて、パトカーによるパトロールが最も良い犯罪抑止になるので、これを更にやってもらいたい。

併せて交通違反の取締りも積極的にやってもらいたい。交通マナーを交通取締りから学ぶこともあるのではないかな。

6月2日に災害の防災訓練が予定されているが、気象状況がどんどん変わってきていることから、緊張感をもってやっていただきたい。

(署長)

パトカーによるパトロールに関して、パトカーは非常に行動範囲が広いものであることから、現在、通学路での安全確保、特に通学時間帯などで非常に要望があるが、そういった地域の皆さんの要望等を踏まえながら、安全安心を確保できるように重点的に取り組んでいきたいと考えている。

交通事故についても、幸い死亡事故は起きていないが、年間では月を追うごとに事故が増えてくる傾向にある。夏場の漫然運転や、秋口の高齢者被害事故など、今

からしっかりと交通事故の予防に係る広報等を進めるとともに、ドライバーの皆さんには指導取締りを通じて安全運転に配慮してもらおうよう活動を続けたい。

災害に関しては、昨年は、岡山や広島などで集中豪雨による想定外の被害も発生しており、どこで、このような災害が発生するか予測不可能な状況であることから、どこでも発生し得る状況であると考えている。市の担当者や消防、海上保安庁などと連携を深めながら情報共有をし、早め早めに先手を打っていく対応を考えたいと思う。

(委員)

夜間のマナー違反の駐車問題について、昼間と夜間では、大きな違いがあり、特に漁村では夜間の違法駐車が多く、万が一、緊急自動車がその地区に入る必要があっても邪魔をしてしまうのではないかとというのが危惧される。

また、市内の飲食街では、飲食店の駐車場に客以外の者が勝手に駐車するなど他の客の迷惑になるような人がいて迷惑しているというのを聞くが、このような行為を防止する意味でも、パトカーの赤色灯を点灯させて走ってもらえば、マナーの悪い人や、迷惑をかけている人は「ドキッ」とするのではないかと思うので、パトカーの赤色灯は常時点灯させておくことはできないのだろうか。

(署長)

パトカーの赤色灯点灯については、今年1月から常時赤色灯を点灯して走行するように警察本部から指示がなされている。

秘匿捜査の場合など、特別な理由があるときを除いては、通常走行時に赤色灯を点灯しながら走行することは、全県的に実施しているところである。

(委員)

年金の支給日などには、赤色灯を常時点灯したパトカーが目に入ってきていたが、最近はそれ以外の日も赤色灯を点灯したパトカーをよく見かける。

(署長)

既に全県的な対応をしている。

(委員)

また、高齢者の交通事故防止や、事故防止の観点から速度取締りが少ないように感じているが、いかがか。

(署長)

速度の出し過ぎは、重大事故に直結することから、速度違反の取締りと、飲酒運転取締りは、特に重点的に行っている。

(委員)

取締りをする場所というのは、決まっているのか。

(署長)

決まった場所ばかりで取締りをしているわけではない。

(委員)

別の会合のときに、狭い道路や旧道で速度を出して走る車のことが話題になっていたので、難しいかもしれないがそのような所でも取締りをやってもらいたいと言うことである。いつも取締りをやるはずの無い場所でやるということが違反防止の

ための抑止力になると思う。

(委員)

先ほど話題になったパトカーの赤色灯点灯走行は、2年ほど前の警察署協議会から県警に要望してそれが実現したものだと言っている。

速度違反取締りであるが、新年度から頻繁に取締状況を見ることもあり、良いことだと思っている。

(署長)

交通事故の防止と言うのは、「予防と検挙」という観点から、交通安全教育や啓発活動と併せて「指導取締り」ということも必要となっている。

長門市民の皆さんには、「取締りが厳しい」と感じられることがあるかもしれないが、全体として長門市の安全安心を確保する活動として理解していただきたいと思う。

(委員)

先ほど通学路点検の話が出たが、今後、各地区で通学路の危険箇所点検が行われると思う。子供や親、先生と交番など関係者で協力して行われるかと思うが、しっかりと見てもらいたい。

今朝、また、痛ましい事件が起きたが、子供や親が気を付けてもどうしようもない、防ぎようがないという感覚になるが、せめて自分の家族や身の回りの子供たちは身近な大人が守っていかねばならないと思うところであり、このような事件事故に一番近いところで活動しておられるのが警察の方々なので、たくさんの目で子供たちの安全を見守ってもらえたらいいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(署長)

通学路の安全対策は、交通事故防止や事件事故の被害防止と言う観点からも、非常に重要な課題であると認識している。

安全点検の話も出たが、今年も夏には学校や警察、行政機関、保護者にも参加していただいて点検を進めていきたいと考えている。

しかし、点検というのは、1回やっておしまいという考え方ではなく、年に1回など、定期的に継続して行い、その都度見直しを続けていくことが必要であり、リアルタイムで危険箇所を把握できるようにしていくことが重要であるので、関係機関と連携をとりながら進めていきたいと考えている。

(委員)

長門市は田舎の小さな街であるが、近年の観光ブームで観光客が増加している一方で、県外、市外から身元の分からない人の流入が不安要素となっている。検挙事例にあった事案というのは、簡易宿泊所に勝手に泊まっていったということなのか。

(刑生課長)

管理者がいない、期間限定で営業をするような宿泊所に無断で入り込んで泊まっていたということである。

(委員)

これからは、湯本地区のホテルなどでも、客以外の無関係の者が建物に勝手に出

入りできないように、時間帯によっては戸締まりをするなどの対策を考えなければならぬのかもしれない。

(署長)

今後の犯罪被害防止のためには、自宅であっても、自転車であっても、「鍵をしっかりかける」という意識が重要と考えており、警察署では、高校生への自転車盗難被害防止指導を含めた鍵かけの指導を進めている。

(委員)

市内におけるオレオレ詐欺の最近の被害状況と、以前当署で行われていた「治安マモローゼ」という寸劇の活動状況をたずねたい。

(署長)

今年、長門市内では、うそ電話詐欺被害の発生は認知していないが、架空請求などの通知や不審電話などに関する相談は、数件認知している。

「治安マモローゼ」の寸劇は現時点では活動はしていない。

## 6 諮問事項説明

刑生課長が作成資料を基に説明を行った。

「人身安全関連事案への迅速、的確な対応の推進について」

- (1) 人身安全関連事案とは
- (2) 人身安全対策課の設置
- (3) ストーカー・配偶者暴力対策
  - ア ストーカー対策
  - イ 配偶者暴力対策
- (4) 児童虐待対策
  - ア 通告児童数
  - イ 児童虐待事案への対応

## 7 協議・検討

(委員)

児童虐待について、これまでは、親からいろいろな虐待を受けても、子供は親と一緒に居たがるものだと思っていたが、子供の方から保護を申し出るパターンが増えてきているように思う。

そのようなときに、児童相談所が子供をまた家に帰す場合があるということが理解できない。児童相談所もパンクしそうなくらいに事案を取り扱っていて、親が子供を引き取ると言った時には、安易に親元に帰してしまっているのではないかと感じているが、いずれにせよ子供が「家に帰りたくない」と申し立てている時には、子供の言うことを聞いてやった方がいいのではないかと思う。

親元に戻して関係が改善される場合もあるだろうが、痛ましい事件も起こっているので児童相談所には、よく考えた対応をしてもらいたいと思う。

長門市内の小中学校の教員は、児童生徒の家庭環境や内情についても把握して情報共有されているので、問題のある家庭や注意すべき家庭のことも良く知っている

が、もし、市内で児童虐待の事件などが発生したときには、せっかく学校や子供から声をあげていたのに悪い結果が発生したということになりかねないので、子供の声というのはちゃんと聞いてあげないといけないと思う。

もちろん、そのような事件になるまでには、被害児童の身体に傷があるなどの虐待の痕跡に気付くこともできるであろうし、昔ならば「躰だ」とか言って看過されていたことでも、子供を守るためには親から引き離す方が良いという事例が今後は出てくると思う。

(刑生課長)

本日午前中、美祢警察署において警察本部人身安全対策課と、中央児童相談所、美祢、長門、萩警察署の刑生課長が集まって会議をしてきた。

その場で児童相談所の意見もいろいろ聞いてきたが、今年度から、中央児童相談所に県警の警察官を出向させていることもあり、連携や情報共有の体制はかなり強化されていると思う。

児童相談所も、都会の方では取扱件数が多すぎてパンクしそうな状況であるというのが現状のようだが、この点については職員の人数を増やして対応を強化するという話を聞いている。

当県では、警察官の出向による連携の強化によって児童相談所だけの対応で先般の事件のようなことが起きないように警察も関与していくということで対応している。

(委員)

ストーカーにしても、児童虐待にしても、今まで自分たちが常識としてきたことと違っていると認識した方がいいのではないかな。

ストーカーにしても、これまで私たちが見聞きしてきたのは、男性が女性をつけ回したり、傷つけたり、殺したりということを聞いてきたが、振られたからといって、相手の人を殺すというところまで行くだらうかと思う。

世の中を広く見るように目を向けるというか、人間としての感情の幅を広げることができず、社会から孤立してしまうと、周りにアドバイスをしてくれる人もいなくなってきている、そのような世界になっているのかと思う。

児童虐待にしても、親が自分の子供を手にかけるということ自体ありえないと思うが、そうじゃない人間が増えてきているのか、そういう観点から子供を親から引き離すなど、親子関係を見ていかなければならないのかと感ずる。

(刑生課長)

確かに、ストーカーでも児童虐待でも孤立した人間や孤立した母親などが犯行に及ぶパターンが確かに多いと思う。

そのように社会的に孤立する人を生まないようにするために、警察でも、被害者からだけでなく加害者からも話を聞いて、当事者が現在どのような状況にあるのかなどを確認するようにしている。

(委員)

子供の安全確保に関して、「朝のあいさつ運動」というのを以前から良いと思っているが、護身術の中で、「声を出す」というのが一番の防御になると聞いたこと

がある。最近では、咄嗟の場合に子供も親も声を出すということに慣れていない。

警察官でも相手の反抗を防ぐために大きな声で警告すると思うが、子供や女性の犯罪被害防止のために、学校などに行って護身術の一部でも教えて、自分で身を守る意識を習得させるのが一つの方法ではないか。

小学校の低学年の頃から父兄と一緒に、簡単にできる護身術などを学ばせて身を守る意識を育てるということをしてみてはいかがか。

(委員)

人身安全関連事案に関しては、警察官と地域住民の方々が連絡と情報共有を緊密に図っていただき、児童虐待などは犯罪であるという意識を高めていていただきたいと思う。

## 8 配付資料

- 令和元年度第1回長門警察署協議会資料（警察署作成）
- 平成30年の警察活動（警察本部作成）

## 9 次回協議会の開催日程

次回の警察署協議会は、令和元年8月中に開催する予定である。